

手続きに関する解説

検査主任者（容器則）

《関係法令》法第 52 条、容器則 34 条、35 条

1 説明

容器検査所は、次表の知識経験を有する者又は製造保安責任者免状所有者のうちから、検査主任者を選任し、届け出なければなりません。

法第 52 条第 1 項、容器則第 34 条

- 1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に 1 年以上従事した者
- 2 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に 2 年以上従事した者
- 3 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に 3 年以上従事した者
- 4 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（超音波探傷試験を行うものを除く。）国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則第 2 条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

2 選任、資格要件、様式など

	選任区分	資格要件
保安係員	容器検査所ごとに 正 1 名	次のいずれかの者 前表に該当する者 製造保安責任者免状の交付を受けている者
	様式・添付書類例	容器則...様式第 8 添付書類例 ・製造保安責任者免状の交付を受けている者から選任した場合、写しを添付すること。（解任の場合は添付不要）

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 手数料
なし。

5 記入例
「別紙 記入例」のとおり。